

鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて
正誤表

頁	誤	正
1 頁	<p>第1 趣 旨</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金による鳥獣被害防止総合支援事業及びジビエ利用拡大加速化支援事業（鳥獣被害防止総合支援事業）（以下「本事業」という。）の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に定めるところによるもののほか、この事務取扱いの定めるところによる。</p>	<p>第1 趣 旨</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金による鳥獣被害防止総合支援事業、<u>鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）及び鳥獣被害防止施設整備促進支援事業</u>（以下「本事業」という。）の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に定めるところによるもののほか、この事務取扱いの定めるところによる。</p>